

横浜都市農業推進プラン改定の基本的な考え方について

1 「横浜都市農業推進プラン」とは

- ・横浜の農業を取り巻く環境の変化や農業の抱える課題、多様な市民ニーズ等に対応するため、平成26年度に策定
- ・おおむね10年後の横浜の都市農業を展望
- ・平成26年度から30年度までの5か年を計画期間

基本理念「活力ある都市農業を未来へ」

都市農業推進プラン

取組の柱1 持続できる都市農業を推進する

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる (横浜みどりアップ計画 平成26-30年度)

2 改定理由及びプランの位置付けについて

- ・現行プランの5か年の計画期間の最終年度が近づくため、2019(平成31)年度から2023(平成35)年度を計画期間とするプランの改定に着手
- ・改定にあたり、「都市農業における地産地消の推進等に関する条例」(平成27年4月施行)を踏まえる
- ・都市農業振興基本法(平成27年4月施行)に基づく国の都市農業振興基本計画が策定(平成28年5月)
- ・基本法において、地方公共団体も都市農業振興のための地方計画策定に努めることとされているため、今回の改定を機に「横浜都市農業推進プラン」を地方計画に位置付け

3 現行の「都市農業推進プラン」3か年の取組実績

【取組の柱1 持続できる都市農業を推進する】

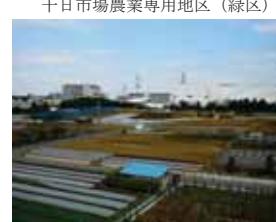
施策1 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興

- ・農業専用地区では、緑区十日市場地区(約21.6ha)を新規指定(5か年目標:2地区)



市内の農業専用地区は、28地区、約1,071ha

- ・生産基盤の整備では、のべ39地区で、ほ場整備などの事業を支援し、営農環境が向上(5か年目標:90地区)

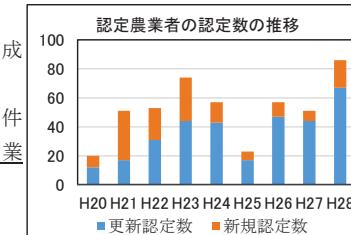


- ・生産振興対策では、農家の経営改善として機械等の導入を支援し、効率的な営農に寄与導入28件(5か年目標:95件)

施策2 横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援

- ・地域の中心的な担い手の育成を推進

認定農業者の認定は193件、横浜市独自の環境保全型農業推進者の認定は159件など(5か年目標:各50件)

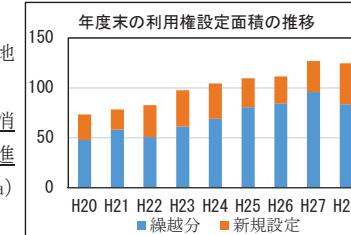


施策3 農業生産の基礎となる農地の利用促進

- ・農地の利用状況調査を農用地区域全域で実施

- ・不耕作農地の発生抑制や解消に向け、農地の貸し借り促進

124.6ha(5か年目標:125ha)



【取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる】

取組の柱2については、「横浜みどりアップ計画

3か年の事業・取組の評価・検証」として、平成29年5月30日開催の第2回市会定例会の常任委員会で報告済です。

施策1 農に親しむ取組の推進

- ・水田の保全では3年間で新たに6.9haを承認し、保全面積は120.8haに(5か年目標:125ha)。水源の整備を4か所で支援(5か年目標:10か所)。

農地の維持管理団体が行う道水路の清掃や草刈り等の活動を支援



- ・市民ニーズにあった農園の開設では、収穫体験農園5.0ha、市民農園7.1haを新設(5か年目標:12.5ha、6.0ha)。恵みの里などの農体験教室ものべ270回開催(5か年目標:500回)

施策2 地産地消の推進

- ・直売所・加工所の設備等を25件(5か年目標:52件)、青空市の運営をのべ14か所(5か年目標:25件)で支援

また、地産地消を広げる「はまふうどコンシェルジュ」の活動をのべ63件(5か年目標:100件)、企業等との連携を25件(5か年目標:50件)、新たなビジネス創出を10件(5か年目標:25件)で支援。農協の協力を得て、学校給食への市内産農産物の一斉供給を実施



裏面あり

4 改定にあたり考慮する事項

(1)これまでの取組の課題

取組の柱1 持続できる都市農業を推進する

施策1 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興

- 未整備地区の生産基盤整備が必要
- 農業生産基盤施設や生産施設等の老朽化が進み、再整備や引き続きの支援が必要

施策2 横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援

- 認定農業者や、横浜市独自の「よこはま・ゆめ・フアーマー」や「環境保全型農業推進者」などの地域農業の中心的な担い手の育成と営農支援がさらに必要

施策3 農業生産の基礎となる農地の利用促進

- 農家の高齢化、担い手不足により今後も新たな遊休農地の発生が予測される
- 法人等も含め農地の貸し借りをさらに促進、規模拡大の支援が必要

施策4 時代の変化に応じた新たな施策

- 高付加価値化のための生産設備や、ICTなどを活用した先進的技術の導入は、継続して支援が必要
- 農地情報のマッチングも引き続き実施し、農地の円滑な貸し借りを促進が必要
- 地域特性を踏まえた農業専用地区の再整備などが必要

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

施策1 農に親しむ取組の推進

- 農地管理団体による道路や水路の清掃等の活動を引き続き支援
- 不足する収穫体験農園や市民農園の整備を引き続き推進
- 気軽に参加できる農体験の場の整備を継続

施策2 地産地消の推進

- 直売所や青空市の支援をさらに充実して実施
- 市民や企業と連携して地産地消をさらに展開

(2)市民の声

「横浜の緑に関する市民意識調査（H29）」の結果

- 「横浜産農畜産物を買う・食べる」は、約5割が現在も行っており、「今後行いたい」を合わせると8割を超える
- 「収穫体験を行っている」が17%なのにに対し、「今後行いたい」は40%、「市民農園など通年的な農体験を行っている」が6%に対し、「今後行いたい」は36%と、潜在的なニーズが高い

「横浜の緑に関する土地所有者意識調査（H29）」の結果

- 農地を所有し耕作を続けるうえでの課題（複数選択）は、①相続税の支払いへの不安があるまたは負担に感じる、②高齢のため農作業が難しい、③農業で安定的な収入が得られない、の順に高く、いずれも4割を超えた。

農家の声

- 生産基盤整備や農業機械、設備の導入など、基本的な支援こそ必要
- 支援があれば、先進的な栽培技術の導入や新しい作物の栽培にチャレンジしたい

(3)横浜の農業を取り巻く背景、社会的変化

1 都市農業振興基本法制定、生産緑地法改正等

- 市街化区域農地の位置付けが「あるべきもの」に
- 都市農業振興基本計画で教育・福祉との連携等の方針
- 生産緑地法等が改正され、買取り申出期間を延長する特定生産緑地制度の創設

2 地産地消、プロモーションの取組

- 地産地消推進条例を施行、市、生産者、事業者、市民の連携による地産地消の推進や、農畜産業等の多様な担い手への支援等について明記
- 「横浜農場」による統一的PRを進めること等を定めた「プロモーションの取組」を策定

3 地球環境問題への適応

- 農業により発生する炭酸ガスの抑制など環境にやさしい農業への取組の推進
- 地球温暖化問題等への適応策の必要性
- 農業や農地のもつ、生物多様性や雨水貯留による洪水の抑制など多面的機能が再評価

5 改定の視点と方向性

(1)改定案検討の視点

現行プランの成果・課題を踏まえ、基本理念及び基本的な施策は継続して実施
[検討の視点]

- 生産基盤整備や生産振興を進め、農畜産物の安定供給をはじめ、防災や雨水の貯留・浸透など、都市農業の多面的機能の維持・向上を推進
- 横浜の農業が抱える担い手不足に対応するため、横浜の農業を支える多様な担い手と連携した取組をさらに推進
- 現行の取組の柱1の施策4の「時代の変化に応じた新たな施策」は、それぞれ対応する内容を、施策1～3に位置付けて引き続き実施

（施策体系案は、別紙資料2参照）

今回添付省略

(2)施策毎の方向性

基本理念「活力ある都市農業を未来へ」を継続

取組の柱1 持続できる都市農業を推進する

施策1 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興

- 農畜産物を効率的に生産し、安定的に供給するため、農業生産基盤の整備・更新や6次産業化等による高付加価値化、先進栽培技術にも対応した生産施設等の導入を支援

施策2 横浜の農業を支える多様な担い手の育成・支援

- 地域の中心的な担い手となる農業者が営農継続できるよう支援
- 企業や福祉団体等の法人参入を推進

施策3 農業生産の基礎となる農地の利用促進

- 農地情報のマッチングをさらに進め、規模拡大を図る地域の中心的な担い手への農地集約と併せ、新規参入など多様な主体による農地の利用を促進
- 特定生産緑地地区の指定を進め、市街化区域内農地も効率的な経営に向けた支援を実施

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

「これからの緑の取組[2019-2023]」としてとりまとめ

施策1 農に親しむ取組の推進

- 水田の保全をはじめ良好な農景観を保全するとともに、市民農園や収穫体験農園の開設など市民が農とふれあう場づくりを推進

施策2 地産地消の推進

- 直売所の整備やマルシェの開催支援、市民や企業との連携をさらに進めるとともに、「横浜農場」のプロモーション等により地産地消をさらに推進

6 今後のスケジュール

平成30年2月 第1回市会定例会 常任委員会で素案報告

平成30年4～5月頃 市民意見募集

平成30年度 次期横浜都市農業推進プラン決定